

河内長野市有料広告掲載事業広告取扱事業者選定要領

(趣旨)

第 1 条 河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱（平成 21 年河内長野市要綱第 10 号）第 8 条第 1 項に規定する広告取扱事業者の選定については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この要領によるものとする。

(広告取扱事業者の選定方法)

第 2 条 広告取扱事業者の選定は、公募又は見積合わせにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、前段の規定によらず、特定の広告取扱事業者と随意契約を締結し、広告事業を実施することができる。

(1) 広告取扱事業者から企画提案があり、その内容が次の全てに該当するとき。

ア 市の財政負担がないこと。

イ 市の事務又は事業にとって有益なものであること。

ウ 現に実施している又は実施予定の広告事業と競合しないものであること。

(2) 本市を含む広域団体において選定した広告取扱事業者が広告事業を実施するとき。

(3) その他市長が特別の事情があると認めるとき。

(企画提案の募集等)

第3条 前条第1号に規定する広告取扱事業者からの企画提案の募集は、市ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

2 企画提案により広告事業を実施しようとする広告取扱事業者(以下「提案者」という。)は、河内長野市有料広告掲載事業企画提案書(別記様式1)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の提案書を受理したときは、内容の審査及び当該提案者と契約に係る必要事項について協議を行い、広告事業としての採用の可否を決定し、その結果を河内長野市有料広告掲載事業企画提案(採用・不採用)決定通知書(別記様式2)により当該提案者に通知するものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、提案者に提案内容の修正を求めることができる。

(契約期間)

第4条 広告事業を広告取扱事業者に委託する場合の契約期間は、1年以内とする。ただし、広告事業により市が管理する施設の機能向上に役立つ機材の提供を受けるとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、5年以内とする。

(契約更新の特例)

第5条 第2条の規定にかかわらず、前条ただし書きの規定による広告事業について、契約期間満了の日の3箇月前までに他の広告取扱事業者から同一又は類似する広告事業の実施希望がない場合において、現に当該広告事業を実施する広告取扱事業者が契約期間満了後も継続する意思があるときは、契約を更新することができる。

2 前項に規定する他の広告取扱事業者の実施希望の有無は、現に実施し

ている広告事業の内容、広告取扱事業者、契約期間及び希望の申出に必要な事項を市ホームページに少なくとも1箇月以上掲載することにより確認するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、広告取扱事業者の選定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月7日から施行する。